# 令和7年外部監査公表第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和7年11月13日

名古屋市監査委員 金庭宜雄

同 塚本 つよし

同 小林史郎

同 小川 令 持

# 令和 7年外部監査報告第 1号関係分(令和 7年 2月18日報告)

会計室、防災危機管理局、総務局、財政局、スポーツ市民局、経済局、 観光文化交流局、環境局、健康福祉局、子ども青少年局、住宅都市局、 緑政土木局、千種区、西区、中村区、中区、昭和区、熱田区、中川区、 緑区、名東区、天白区、監査事務局、教育委員会事務局、消防局、 上下水道局、交通局

(令和7年8月31日現在の状況)

	T	(7447年8月31日先往7747年)
番号	指摘(監査結果)	措置の内容
番号 3-2	ジャパンオープンジュニアテニス選手権大会補助金 【過去の監査結果(平成16年度)】 当該交付要綱第 6によると、「事業者は、補助事業の完了後すみやかに、 事業報告書」等を提出しなければならないと定められている。しかし、平成 15年度では、大会の終了日 (4月13日)	措置の内容  令和 7年 2月28日に事業者に対して、提出期限の遵守に係る指導及び期限内に報告書が提出されない場合の補助金の返還措置について通知することで、再発防止を図りました。 また、令和 7年 3月21日に事業者から提出期限を遵守する旨の文書を受領しました。 (スポーツ市民局スポーツ振興課)
	と事業報告書との明さいとの要断さい、1000円のでは、10	
	【措置状況】	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	要綱の一部改とした(平成17年 4月 1日を行い、「大会終了 2ヶ月以内」。  【令和 6年度監査結果】  改事業補助金業報の一次のでは、終了 2号におります。  「本のでは、終すのでは、終すのでは、終すのでは、終すのでは、終すが必要にある。  「本のでは、終すが必要にある。である。。のでは、終すのでは、表別では、表別でのでは、表別では、表別では、表別では、表別では、表別で、表別では、表別では、まました。をは、ままました。  「本のでは、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、まままに、まままに、まままに、まままます。  「本のでは、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別	
5-1	国際センターの指定管理 【過去の監査結果(平成26年度)】 指定管理者は、委託先の日常点検の内容を確認しその証跡を残す必要がある。 また、日常点検等で異常が検出された場合は、その具体的内容と対応を協議し、即時対応が必要でない場合である。 【措置状况】 日常点検表は、国際センターの総務課長と庶務係長が確認し、検印欄に押印するよう改善しました。(平成27年4月から実施)	ご指摘を踏まえ、設備点検事業者からの不備指摘箇所と優先順位、対応方針等を管理する別棟ホール設備等点検結果対応状況一覧表を作成しました。 今後も別棟ホール設備等点検結果対応一覧表の更新を継続して管理し、優先順位の高いものから順次対応をしてまいります。 (観光文化交流局国際交流課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	異常が検出された場合は、点検業者 に内容を確認し、優先順位、予算を勘 案しながら、実施時期等を記載した日 程表を作成し、順次対応していきます。	
	【令和 6年度監査結果】 委託業者は週に 1回日常点検を実施 し、その結果を記載した日常点検表を 作成しているが、設備の不備等があて 作成しているが、設備ののに に場合には、緊急性があるとのこと を受け、緊急性があるとした は迅速な対応に努めていると は迅速な対応に努めていると は迅速な対応に を記載した書類した まなどは作成されていない。 後日、対応きるがにも どを検証であるに を検証である。 その内容や判断基準を書類として するべきである。 (観光文化交流局国際交流課)	
5-3	老朽施設の耐震対策・修繕	短歌会館については、寄贈を受けた
	【過去の監査結果(平成23年度)】	土地・建物であり、青木穠子氏およびご親族の意向を尊重しつつ、平成23年度に短歌会館の存続を求める請願が採
	短歌会館の再整備について 名古屋市においては、平成7年12月 に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」をうけて、順次耐震 診断を行ってきた。その中で、短歌会 館の建物については評価Ⅱ-1となり、 耐震対策の検討が必要な建物と判断さ れた。全面的な改良には多額のコスト がかかることが想定されるが、利用者	択された経緯から、市としても現位置での施設の存続が第一であると考えています。 当該施設の周辺地域において民間再開発事業の動きが活発化していることから、当該施設を含む錦二丁目13番街区においても民間再開発事業に備え、令和6年度に短歌会館再整備検討調査を実施しました。 施設としましては、開館60年が経過

# 【措置状況】

できるだけ早い時期に耐震対策を実

負担やその他施設利用以外の収入の確

保等に努め、施設としての快適性を向

上させるよう努める必要がある。

施設としましては、開館60年が経過し、耐震対策工事など施設の老朽化への対応が喫緊の課題でございます。

再開発後のビルに新たな短歌会館を整備することで、施設を存続させつつ、 老朽化の課題も解決できるため、民間 再開発事業の動向を注視しながら、現 番号

#### 指摘(監査結果)

措置の内容

日常的なところは指定管理者において修繕しているものの、耐震対策は行っていないとのことであった。

今後の再整備については、令和6年度における施策として短歌会館の再整備検討調査が予定されていることから、当該調査結果等を踏まえて検討するとのことであった。

### 【過去の監査結果(平成26年度)】

短歌会館の修繕・耐震化

施設の存続が決定された後も、現在 まで、施設を安全・円滑に運営するた めに必要な耐震化や修繕が行われてい ない。

施設の存続が決定された以上は、安全に運営するために必要な修繕は速やかに実施するべきである。

# 【措置状況】

平成27年度においては、動作が不安 定で施設の円滑な運営に支障をきたす 可能性のあった空調設備につき、全系 統の機器取替工事を実施しました (H27.10.30に工事完了)。今後も必 要な措置をすみやかに実施できるよう、 予算措置と併せて、継続的に取り組ん でまいります。

#### 【令和 6年度監査結果】

平成30年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで、ホーメックス株式会社が指 状の短歌会館の機能や面積を確保できるよう調整していきたいと考えております。

(観光文化交流局文化芸術推進課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	定管理を 6月代 29年 8年 20年 29年 8年 20年 20年 20年 30年 30年 30年 30年 30年 30年 30年 30年 30年 3	
7-2	介護保険料の分納中の延滞金について 【過去の監査結果(令和元年度)】 名古屋市介護保険条例第14条では、 納期限後に納付する場合には、年 7.3%の割合の延滞金を納付しなけれ ばならず、特別の理由があると認める ときに限り、延滞金を減免することが できるとされており、マニュアルにお いても正規の延滞金減免の手続を経ず して、延滞金を減免することはできな いと明記されているが、分納中に発生 した延滞金について 一律請求したい	今回の指摘を受け、区役所巡回の際に介護保険課からの指導にしたがって運用されているか、延滞金の徴収状況について確認を行ったところ、各区ともに保険料と同様にすべきものと認識しており、適正に徴収されていることを確認しました。 今後も適切な債権管理に向けて継続的に指導してまいります。 (健康福祉局介護保険課)

した延滞金について、一律請求しない

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	扱いをしている区があり、名古屋市介 護保険条例等に反する運用を行ってい る。従って、中村区、昭和区、瑞穂区、 熱田区、名東区、天白区におかれては、 分納中に発生した延滞金を請求された い。	
	【措置状況】 分納中に発生する延滞金については、既にマニュアルに記載しているところですが、区職員への一層の周知が必要であることから、令和2年4月22日に実施した介護保険業務別研修及び令和2年6月6日に実施した介護保険料滞納整理研修にて改めて延滞金の請求を行うよう周知しました。 (健康福祉局介護保険課)	
	本件については、分納中の延滞金に係る取り扱いについて周知・徹底されていなかったことが原因であったことから、令和元年12月の係会において、分納中の延滞金について、名古屋市介護保険条例等に基づく運用を周知・徹底いたしました。 (中村区福祉課)	
	本件は、延滞金減免に関する手続きについての認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、改めて関係法令等の確認を行い、分納中に発生した延滞金についても請求すること及び延滞金減免の際には正規の手続きを経ることを周知徹底しました。 (昭和区福祉課)	
	本件は、滞納者から分納の申し出を 受けた際、納付誓約書の徴収及び延滞 金の説明がされていなかった事が原因 です。今回の指摘を受け、窓口折衝の 際に、延滞金について説明し、分納中 に発生した延滞金についても、元の未 納分の納付終了後には請求する旨を伝 えています。また、未納期間が少ない 分納の場合、ひと月ずつの未納保険料 に延滞金を加算して請求するケースも あります。 (瑞穂区福祉課)	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	本件は、滞納者から分割納付を受付した際、納付誓約書の徴収、延滞金の説明がされていなかった事が原因であったことから、指摘以降直ちに分割納付を受付した場合は納付誓約書の徴収、延滞金の説明を行うことで延滞金の請求をするようにしました。 (熱田区福祉課)	
	分納誓約者の延滞金については、本料の徴収に重点を置いていたため、延滞金の扱いが不明確になっていましたが、令和2年2月以降分納誓約時に滞納者に延滞金の説明を行い、適切に延滞金も請求するようにしています。 (名東区福祉課)	
	本件については、保険料滞納者に対する延滞金の請求については、保険料滞納者の認識不足により監査での指摘となったものです。監査以降、所属内で意思統一を図り、分納者に対しるなど、分納者に対しるなど、分納者を受けれているなど、分納者をです。また、近端の大きでででは、一次のでは、一	
	【令和 6年度監査結果】 令和 4年にシステムを改修したため、 分割納付でも延滞金を回収できるよう になったとのことである。	
	また、令和 6年 4月26日に実施された研修において配布された資料のうち、延滞金に関する章においても、その請求や延滞金の減免手続について記載があるところである。また、令和 6年 6	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	月10日に実施された研修において配布された資料のうち納付誓約に関する章においても記載されているところである。 上記のような対応により、各区における延滞金の収入については増加しているとのことであったが、全ての延滞金を徴収しているのかは把握できていないとのことであった。	
	名古屋市介護保険条例第14条では、 「普通徴収に係る保険料を納付する。 「普通徴収に係るの保険料を納付する。 場合においるとは、のの円末である。」とは、のの円末である。」とはは、のの円末である。のの円末である。のの円末である。のの円末である。のの円末である。のの円末である。のの円末である。のの円末である。のの円末である。のの円末である。は、ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	
7-3	介護保険料の相続人への請求について 【過去の監査結果(令和元年度)】 介護保険法第 143条(地方税法第 9 条準用)においては、滞納者の相続人 は、被相続人の滞納分を納付する義務 があり、区としても当然請求する必要 がある。ところが、その前提となる相 続人調査が十分行われていない区が多 数ある。相続人に対する請求について の認識が十分でない区も多数あること から、健康福祉局介護保険課からも、	本件については、すでにマニュアル 等で各区への周知を図っているところ ですが、今回の指摘を受け、より一層 の事務処理適正化を図るとともに各 の処理状況を把握するため、令和7年 6月に各区に対し通知を発出し、一の死 6月に各区に対し通知を発出し、での 額以上の未納保険料があるすべての で被保険者について、相続人調査及び 納付催告を実施し、令和7年9月よよう がはに局に対し実施結果を報告するよれ でに局に対して、報告の結果、 でに局に対して、有りにより でいるがあれば、再度指導してまり また。

求を行うよう指導することが必要であ し、漏れなく相続人への請求を行って

まいります。

相続人調査をして、相続人に対する請

今後も、毎年度同様の取組みを実施

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	【措置状況】 相続人への請求については、既にマニュアルに記載しているところですが、区職員への一層の周知が必要であることから、令和2年4月22日に実施した介護保険業務別研修にて改めて相続人に対する請求を行うよう周知しました。	(健康福祉局介護保険課)
	【令和 6年度監査結果】 ヒアリングでは、相続人への請求をしていることや相続人調査をしているかを把握しておらず、個々のケースは把握しておらず、個々のケースは把握していないとのことであった。  区によって対応にばらつきがあったところ、適切な債権管理を行うためには、健康福祉局介護保険課から各区に対して指導にしたがって運用されているかを確認すべきであり、1件でも未対応の区が存するのであれば、再び指導すべきである。	
	(健康福祉局介護保険課)	
7-4	名古屋市食品国民健康保険組合保健事業実施補助金 【過去の監査結果(平成24年度)】 名古屋市食品国保組合助成事業は、廃止するべきである。 【措置状況】 平成25年7月に設置した「名古屋市食品国民健康保険組合に対する助成のあり方検討委員会」において、助成のあり方について検討を行っているところです。平成25年8月23日第1回開催	本件は、平成24年度包括外部監査の 指摘を受けて、助成のあり方につけて 検討を行い、名古屋市食品国民健康不 険組合保健事業実施補助要綱(以合の を経費をでは、一次のからない。 施する保健事業のからないでは、一次の を変付するようにし、平成29年度といる を変付するようにし、平成29年度といる を変付するようにし、平成29年度といる を変けするようにし、 を廃止して、 もって保険給付の要綱においず、 の上限が設けられていたことが原因 の上限が設けられていたことが原因 のも額の上限が設け、 のも額の上限があるれていたことが原因 です。 今回の指摘を受け、令和7年4月1
	ろです。平成25年 8月23日第 1回開催、 平成25年10月29日第 2回開催、平成25	今回の指摘を受け、令和 7年 4月 1 日付で要綱を改正し、「補助金額は事

業経費と予算と比較して低い方の金額 とする」点、「若年者健診の単価は市

の事業単価を上限とする」点及び補助 の対象とする経費を要綱上に明文化し

ました。 (健康福祉局保険年金課)

【令和 6年度監査結果】

21日第 4回開催予定

年12月19日第 3回開催、平成26年 1月

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	るのは適切ではない。補助の必要性と 有効性を具体的に検討した上で、適切 な補助範囲と上限額を交付要綱に定め るべきである。 (健康福祉局保険年金課)	
7-5	名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業実施委託	本件は、指摘事項の注意喚起を口頭 で行っていたため、一部の委託業者の
	【過去の監査結果(平成22年度)】 翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではない。 【措置状況】 委託備品の購入については、事業執行上必要が生じたときに購入することとし、当該年度に使用することができないと見込まれる年度末にまとめて購入しないよう指導しました。 【令和6年度監査結果】 市は、平成18年10月1日より、「名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業」(以下「本事業」という。)を委託により実施している。本事業の実施要領	認識が不足していたことが原因です。 今回の指摘を受け、受託法人に対し、令和 6年12月 9日に事務連絡文書により指導しました。また、備品を適正な時期に購入していることの確認欄を事業の実施状況点検表に新たに加えるとともに、令和 6年12月17日に点検依頼を行いました。 今後も定期的な注意喚起と点検依頼を実施してまいります。 (健康福祉局高齢福祉課)
	第 2条によれば、本事業は、介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動又は地域活動等への参加促進を図ることを目的とするものである。事業内容は、次のとおりである(実施要領第 7条)。(1)介護予防普及啓事業 ア 健康増進活動 イ 介護予防に資する活動 (2)地域介護予防に資する活動 (2)地域介護予防に資する活動 (2)地域介護予防に資する援 ア 自主活動又は地域活動の情報提供 イ 仲間づくりの機会提供 ウ 自主活動又は地域活動グループの立ち上げに関する支援 エ その他介護予防活動に必要な支援	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	本事業は、地域のコミュニティーセ	
	ンター、その他事業の実施に適切な会	
	場で実施するものとされ、会場は、原	
	則として中学校区ごとに 1か所以上設	
	置することとなるように、中川区及び	
	緑区においては16か所、その他の区に	
	おいては 8か所設置しなければならな	
	いとされている。事業の実施回数は、	
	1会場あたり原則週 1回とし、 1回あ	
	たりの実施時間は 2時間とされている	
	(実施要領第8条、第9条)。	
	委託料については、受託事業に必要	
	な経費についての受託者からの提案額	
	の範囲内で事業委託契約により定める	
	とされ、次の金額が契約上限額とされ	
	ている(受託法人募集要項16)。	
	(表略)	
	委託料は、概算払いで支払われ、毎	
	年度終了後に精算を行い、精算残金が	
	あるときは返納することとされている	
	(受託法人募集要項16)。	
	令和 4年度において、令和 5年 4月	
	1日から令和8年3月31日までの3年	
	間の業務委託について受託法人を募集	
	したところ、16区全てにおいて、各区 の社会福祉協議会のみが応募し、受託	
	した。委託料は、いずれの区について	
	も、契約上限額である。	
	市は、受託法人が取得した物品につ	
	いて、物品関係内訳書において管理し	
	ている。物品関係内訳書によれば、平	
	成23年度以降において各受託法人が取	
	得した物品の受入年月日は、次のとお	
	りであり、3月の購入件数が19件と突	
	出しているだけでなく、そのうち11件	
	が 3月31日に購入されるなど、翌年度	
	に使用する備品を当年度の備品購入費	
	で購入すべきではないとの監査の結果	
	に従った是正がなされていない蓋然性	
	が高い。	
	(表略)	
	措置状況にある指導というのが具体	
	的にどのような指導を行ったのかは資	
	料が残っておらず不明であった。現在	
	は、口頭で指導しているとのことであ	
	った。	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではないことについて、文書で指導監督をすることはもちろんのこと、精算の際にそのような事実が確認された場合は、当該購入にかかる支出を否認して、委託料の返還をさせるべきである。 (健康福祉局高齢福祉課)	
10-1	宗教施設の敷地に供されている土地について 【過去の監査結果(平成23年度)】 平成22年 1月20日最高裁判所大法廷	本件はご指摘にあるとおり、宗教施設の除却や施設所有者への土地の売却を実現するのは容易なことでなく、解決を図るには、宗教施設側との継続的な協議を始め、長期的な取組が必要になると考えております。
	判決の趣旨からすると、引き続き無償で第三者に占有されている状態を放置	宗教施設の敷地に供されている土地については、施設毎の詳しい経緯や状

平成22年 1月20日最高裁判所大法姓 判決の趣旨からすると、引き続き無償 で第三者に占有されている状態を放置 することは、政教分離原則に反してお り違憲状態であると評価されてしまう 可能性もあるため、適切な措置を施す べきである。 名古屋市においても、同様なケース

名古屋市においても、同様なケースが生じた際に、神社を管理する地縁団体に不法占拠された土地を購入してもらうことにより、政教分離の問題を解消したケースもあり、除却を依頼頼る他に、神社等の一つと考えられる。ただし、取得時の経緯を考慮するとれるにとも解決策の経緯を考慮するとと、取得時の経緯を考慮するととが関わないため、不法占拠状態の解決が図れない場合には、神社等の不法的とは、神社等のに対応するのか十分検討されたい。

### 【措置状況】

神社等の不法物件により生じる政教 分離の問題については、除却による解 決が望ましいと考えており、占拠者に 対して、年 1回以上の催告を行ってい るところです。

ただ、土地取得時の経緯等を考えると除却は非常に困難なため、財政担当

宗教施設の敷地に供されている土地 については、施設毎の詳しい経緯や状 況、利用実態等を調査するとともに、 施設所有者等に対して、使用権原なく 市有地に施設が設置されている事実を 年 1回以上確認しております。

また、施設所有者等との合意が得られた施設については、随時覚書を締結しております。覚書では、使用権原の扱いが整理されることなく施設が存在しており、将来的に権原の扱いを整理する必要があるという両者の共通認識を確認したうえで、暫定的に日常的な維持管理上の区分を取り決めております。

このように市が継続的に働きかけを 行うことが建替えの際の占拠解消にな るなど、解決に繋がるものと考えてお り、実際に令和 6年 2月には 1件の宗 教施設が自主撤去されました。

こうした取り組みを進めるとともに、 今後も他都市の動向などを注視しなが ら調査・検討を行い、公園の適正管理 に努めてまいります。

(緑政土木局緑地管理課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	部署とも連携して、過去のケース等も 参考としつつ、解決方法について引き 続き検討を行っていきます。(平成25 年12月31日現在の状況)	
	【過去の監査結果(平成23年度)】 中村区A公園については平成16年7月に、文書により催告をしたのを最後に、その後、催告を行っていない。同様に、中村区B公園についても社殿部分については、平成10年7月に文書で催告した後は、催告は行われていない。いずれの公園も、当該土地を取得した時点で既に神社が設置されており、特に中村区B公園については、神社及び周辺の土地を愛知県が寄付を受け公園とし、名古屋市へ移管されたものとのことである。	
	両公園とも、このような歴史的経緯から、除却催告は止めたとのことであったが、前述のとおり、不法占拠にはさまざまな問題があるため、歴史的経緯を理由に催告を行わないことは適切だとはいえない。規程に定められた方針に基づき、適時適切な対応を行うべきである。	
	【措置状況】 両公園とも平成24年 8月10日に占拠 者に対して、除却催告を行いました。 今後も占拠者に対する催告を継続的に 行っていきます。(平成25年12月31日 現在の状況)	
	【令和 6年度監査結果】 (1) 令和 5年度の対応 緑地管理課は、各土木事務所長及び 東山総合公園管理課長に対し、令和 5 年 5月26日付の「公園内不法設置物件 について(依頼)」と題する書面を送 付し、公園内の設置物件について、 「都市公園内不法設置物件処理規程」 に基づく除去催告を不法占拠者に行う ことを求める一方で、社寺関連については、神社等所有者に対して確認願を	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	出して確認書を提出してもらうとの対	
	応を依頼していた。社寺関連について、	
	「都市公園内不法設置物件処理規程」	
	に基づくことなく、このような対応を	
	したのは、市が令和2年2月に実施し	
	た法律相談において、除却催告書によ	
	る催告は信教の自由の侵害になる可能	
	性があることが確認されたためであっ	
	た。	
	対象となる社寺関連については、	
	「都市公園内に存在する社寺等一覧」	
	という別表を添付していた。この別表	
	によると、以下のとおり、宗教施設の	
	敷地に供されている土地が存在する。	
	これらの土地について、市は、いず	
	れも普通財産ではなく、行政財産(公	
	用又は公共用に供し、又は供すること	
	を決定した財産)として区分している。	
	また、行政財産の使用許可の手続はと	
	られていない。	
	(表 略)	
	(2) 諏訪公園(中村区A公園)につい	
	7	
	公有財産台帳によれば、中村区諏訪	
	町 3丁目14番(公簿地積 2238.00㎡)	
	の土地について、施設名称:諏訪公園、	
	財産分類:公共用財産、用途:公園、	
	所管地積 2238.01㎡、台帳価額:	
	135,400円、取得年月日:1869年 1月	
	1日とされていた。かかる土地上に諏	
	訪神社が存在する。位置関係を略図で	
	示すと次のとおりであった。なお、市	
	は、諏訪公園を都市公園ではないとし	
	ているが、この点については後述する。	
	(表 略)	
	上記の緑地管理課からの依頼を受け	
	て、中村土木事務所は、令和 5年 8月	
	17日、諏訪東町内会長及び諏訪西町内	
	会長に対し、「貴殿所有の下記宗教施	
	設は、当市所有の諏訪公園内に権原な	
	く設置されています。本件はこのこと	
	について改めて認識いただくもので	
	す。」と記載された確認願を出し、両	
	名から、「確認願のありました私の所	
	有する下記宗教施設について、名古屋	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	市所有の諏訪公園内に権原なく設置し	
	ていることについて確認しました。」	
	と記載された確認書の提出を受けてい   た。	
	7-0	
	(3) 中村公園(中村区B公園) について	
	公有財産台帳によれば、中村区中村	
	町木下屋敷58番外83筆(公簿地積合計	
	65,356.67㎡) の土地について、施設	
	名称:中村公園、財産分類:公共用財	
	産、用途:公園、所管地積合計	
	65,379.48㎡、台帳価額:合計	
	171,284,087円とされていた。なお、	
	市は、中村公園を都市公園としている。 中村公園は、明治16年、地元有志が	
	「豊公遺跡保存会」を設立し、豊臣秀	
	吉を祀る豊國神社を創建したことから	
	始まる。明治33年には「中村旧跡保存	
	会」が設立され、豊臣秀吉誕生の遺跡	
	を中心に土地を買い入れ、豊國神社の	
	境内と併せて管理した。明治34年、こ	
	れらの土地が愛知県の所管となり、中 村公園が設置された。大正10年に中村	
	が名古屋市西区に編入されたため、大	
	正12年、中村公園は、名古屋市へ移管	
	された。昭和24年に公園内に競輪場が	
	建設されたが、昭和31年に都市公園法	
	が制定され、競輪場と豊國神社は公園	
	区域から除外された。	
	都市公園台帳の図面によれば、都市公園の区域は次のとおりであった。豊	
	と区別され、「その他の公園の区域	
	(緑地所管)(平成21年 3月31日)」	
	と記載されていた。	
	(図 略)	
	市は、平成28年 3月29日、豊國神社	
	との間で、「中村公園内の豊國神社と 名古屋市との維持管理等に関する協定	
	者	
	屋市有地上に権原なく豊國神社が存す	
	ることの両者の認識のもとに、除却対	
	象である不法物件としてではない豊國	
	神社のあり方を模索する過程において、	
	暫定的に日常的な維持管理上の区分け	

番号	指摘(監査結果)	
留り	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1日巨 V / F 1 / 合
	を取り決めるものとのことであった。	
	(4) 平成23年監査の結果に対する措置	
	平成23年度の監査においては、土地 が宗教施設の敷地に供されている状況	
	について、平成22年の最高裁判決を踏	
	まえ、政教分離原則に反するものとし	
	て違憲状態であると評価されてしまう	
	て	
	べきである、政教分離の問題について	
	どのように対応するのか十分検討され	
	たいとの指摘がなされた。	
	これに対し、市は、毎年一回、除却	
	を催告する文書を送付し続けただけで	
	あった。その後、維持管理に関する協	
	定・覚書を締結する公園もあったが、	
	これは、あくまでも管理区分を明らか	
	にするものにすぎなかった。確認願も、	
	市所有の公園内に権原なく設置してい	
	ることを確認させるものにすぎなかっ	
	た。	
	また、名古屋市公有財産使用許可及	
	び貸付事務取扱要綱第 3条第 1号及び	
	第12条において「政治的又は宗教的用	
	途に供する場合は、使用許可(貸付け)	
	を行わないものとする。」とされてお	
	り、担当局としては、対応が難しいと	
	のことであった。	
	(5) 平成22年最高裁大法廷判決(S神	
	社事件)後の各地の状況	
	平成22年最高裁大法廷判決(S神社	
	事件)後、宗教施設の敷地に供されている土地について調査し、違憲状態を	
	解消するための方策を検討している地	
	方公共団体もある。なお、町内会に神	
	社施設の敷地を無償譲与したことが政	
	教分離原則に反しないと判示した平成	
	22年 1月20日最高裁判所第大法廷判決	
	(T神社事件) や、氏子総代長に神社	
	施設の敷地を適正な賃料で賃貸するこ	
	とが政教分離原則に反しないと判示し	
	た平成24年 2月16日最高裁判所第 1小	
	法廷判決(S神社事件の差戻上告審)	
	がある。	
	「都市公園内に存在する社寺等一覧」	
	に記載されている各々の土地について、	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	当該宗教的施設の性格、当該運営主体の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地の用に供されるに至った経緯、当該土地利用の具体的態様、地域住民の認識、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、当該土地の利用提供行為が違憲状態かどうかの可能性を個別に検討するとともに、現況が違憲状態である場合には、売却、有償貸与、無償譲与といった違憲状態を解消するための方策について調査・検討すべきである。 (緑政土木局緑地管理課)	
10-2	<b>諏訪公園の扱いについて</b> 【前都の投いについて 【令前市は、なばのは、ないだのときといい前市が全国のとは、まれいのととき、ないがが、のでしたとのでは、ないがが、のでしたとのでは、ながが、のでは、ながが、のでは、で和るとは、で和るとは、で和るとは、で和るとは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、での	今回のご指摘を受け、令和7年7月16日付けで諏訪公園の都市公園として扱うようにいたしました。(緑政土木局緑地管理課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	のとする」(都市公園法第 2条の 2)	
	を根拠にして、市が諏訪公園を都市公	
	園として公告していないから都市公園	
	ではないと考えている。	
	都市公園とは、都市計画施設である	
	公園又は緑地で地方公共団体が設置す	
	るもの、及び、地方公共団体が都市計	
	画区域内において設置する公園又は緑	
	地をいう(都市公園法第 2条第 1項)	
	都市公園法は昭和31年から施行された	
	ものであるところ、附則第2項により、	
	「この法律の施行の際、現に都市計画	
	区域内において地方公共団体若しくは	
	地方公共団体の長が設置し、若しくは	
	管理している公園若しくは緑地又は都	
	市計画の施設である公園若しくは緑地	
	で地方公共団体若しくは地方公共団体	
	の長が設置し、若しくは管理している	
	もの(国立公園計画等に基づいて設け	
	られている国立公園法第2条に規定す	
	る施設で公園又は緑地に該当するもの	
	を除く。以下「既設公園」という。)	
	は、この法律の施行の日において、当	
	該地方公共団体又は当該地方公共団体	
	の長の統括する地方公共団体が設置する る都市公園となるものとする。」とさ	
	る都市公園となるものとする。」とされている。	
	諏訪公園は、昭和31年の時点で、既	
	に市が公園として管理していたのであ	
	るから、附則第2項により、市が設置	
	する都市公園となったのである。	
	昭和51年に都市公園法が改正される	
	以前は、「都市公園の設置及び管理に	
	関し必要な事項は公園管理者である地	
	方公共団体の条例で定める」とされて	
	いたところ、昭和51年に都市公園法が	
	改正され、「都市公園は、次条の規定	
	によりその管理をすることとなる者が、	
	当該都市公園の供用を開始するに当た	
	り都市公園の区域その他政令で定める	
	事項を公告することにより設置するも	
	のとする」(第 2条の 2)が追加され	
	た。この条文の追加により、改正後に	
	新設される公園又は緑地については、	
	本条に基づく公告がなされない限り、	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	都市公園法にいうないことに対し、 では対し、 ではいこととなり、現に、 ではいたの際、現に、 ではいたのでででは、 ではいたのでででは、 のがいたがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででは、 のがいたがででいるがでいた。 では、 では、 では、 では、 のがいたがででがいるがでいる。 でいたがいるがいでがいるがでいるがでいるがでいたがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいる。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでいたがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいる	
13-3	天白区総務課における公印使用記録簿への記入方法について  【過去の監査結果(令和3年度)】  公印使用記録簿への記入方法について  「過去の監査結果(令和3年度)】  公印使用記録簿への記入方法についたの記入方法にのにはのの記が、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	本件は、公印規則に則った事務が行われていなかったもので、公印使用の手続についての認識が不十分だったことが原因です。 今回の指摘を受け、公印使用記録簿への記載は実際の公印使用者が窓口対応の都度記載するよう、令和6年11月に文書供覧により課内関係職員に周知徹底し、改めました。 今後とも公印規則を遵守し、適正な事務執行に努めてまいります。 (天白区総務課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	理的な事情により中断した場合でも、 その事情が止み次第、速やかに手続を 続行すべきものであると考える。	
	【措置状況】 本件は、公印規則に則した事務が行われていなかったもので、公印使用の手続についての認識が不十分だったことが原因でした。 今回の指摘を受け、許可証を発行する都度、公印の押印と公印使用記録簿への記入を一連の流れで行うよう、令和3年10月8日の朝礼にて係員全員に周知徹底し、改めました。	
	【令和 6年度監査結果】 担当課に対するヒアリングの結果によれば、自動車臨時運行許可証(いわゆる仮ナンバー)発行の際に押印する公印使用の際に記録する「公印使用記録簿」への記入時期については、一番遅くて、翌朝の始業前になることもあるとのことであった(この場合、記載される日付は使用した日であり、すなわち、バックデートしていることになわり。	
	この理由については、「公印使用記録簿」に記入する者は、実際に公印を使用する者ではなく、当該事務の担当者であり、その者の業務都合などを考えると、翌朝の始業前になってしまうとのことであった。	
	なお、名古屋市(総務局法制課)では、上記のとおり令和3年の包括外部監査において「公印使用記録簿への記入」及び「公印の管理」についての指摘がなされていたことから、令和4年2月18日、各局に対して、公印使用記録簿の記載タイミングについて、「公	
	印の押印と一連の流れで行ってください(合理的な事情により中断した場合でも、その事情がやみ次第、速やかに記載)。…包括外部監査の結果報告書で指摘されているように、業務終了後にまとめて記載すること等は認められ	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	ておりません。」との周知・注意喚起がなされていた。 また、この周知・注意喚起に併せて、公印使用記録簿への記載タイミンが実施 と印使用記録簿では、一次では、大田ののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田ののでは、、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、、大田ののでは、、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、田の	
14-1	「公会計」の導入について 【過去の監査結果(平成20年度)】 現在の運営では徴収できた金額の範囲内で食材をできるの他のできた金額の指見ではできるの他ののは、の人会を表しているのでできるの他のの会別でできる。ときないのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	教育委員会では学校徴収金システム の導入に向けた調査を継続しており、 学校給食費の公会計化につきましても システム稼働にあわせて早期に実現で きるよう、必要な準備を引き続き検討 してまいります。 (教育委員会学校保健課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	【過去の監査結果(平成21年度)】 昨年度の報告書では、学校給食費の 公会計化は監査の意見として述べるに 留めたが、以下の理由により公会計化 は必要であると考える。	
	【措置状況】 法的関係の明確化を図れるよう、「学校徴収金検討委員会」を開催し、 学校現場の意見や他都市の状況も調査 しながら、学校給食費の公会計化の検 討を進めています。	
	【令和 6年度監査結果】 教育委員会において検討した結果、 公会計制度を採用する方向性となった が、予算編成過程で当該作業が一時中 断した。	
	その後、教職員の働き方改革が契機 となり、学校徴収金のシステム化を進 めているとのことである。 この学校徴収金のシステム化が令和 9年度を目処に稼働する予定であるこ	
	と及び他都市でも公会計化を採用する ようになってきていることから、教育 委員会としてもこのシステムの稼働に 合わせて公会計化を実施すべきである と考え、現在はシステムの仕様書を検 討し、学校徴収金のシステム化や公会 計化に向けて動いているところである とのことである。	
	公会計化の必要性については、平成20年及び21年当時から変わるものではない。また、文部科学省では、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、2019年7月に公表するとともに、全国の地方公共団体に対し当該ガイドラインを適宜活用して公会	
	計化を推進するよう通知している。こ うした状況を踏まえ、教育委員会にお いても公会計化への移行を進めている が、公会計化ができる限り早期に実現 するよう、学校徴収金のシステム化な ど環境整備を確実に実施すべきである。	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	(教育委員会学校保健課)	
14-4	学校給食費の徴収について  「学校給食費の徴収について  「当まれて、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	教育委員会では学校徴収金システムの導入に向けた調査を継続しており、学校給食費の公会計化につきましてもシステム稼働にあわせて早期に実現できるよう、必要な準備を引き続き検討してまいります。 (教育委員会学校保健課)
	市では、「私会計」で学校給食費を管理していると記載された上で、①教員に管理回収について多大な労力をかけさせストレスを与える、②立替えや他費の流用が起こりやすくなる、③未納が多額になった場合、填補がないので給食の質や量を落とさざるをえなくなる、④法的手続を利用して回収する場合の主体に問題があるなど、難点が存在すると記載されている。 他方、「公会計」で学校給食費を管理する場合、①教員が管理回収業務に対力や時間をとられることが少なくな	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	る③や「場はて、費全行こる」にを動」は会つ防確す」とでは、領域によったがある。点納をいなことでは対して、大阪では、では、では、他も給れ町リアにし、把あったでは対して、大阪では、では、他なる。に、大阪では、他では、では、他では、他では、他では、他では、他では、他では、他では、他で	
	ヒアリングでは令和 5年に西区の小学校で発生した事例について、徴収すべき世帯に徴収を伝えることができ収また、徴収すべきでない世帯から徴収を一定期間継続するとともに、事実から育ると、「私会計」で学校約員にもの難点である①教員にきせる場合の難点であるかけきを理回収についる方との対した事例であると思料されるためのようと思料さると思料されると思料されると思料である。教育の公会計化が必要である。教育の限りにおいる以上、公会計化ができる限り早期に実現するよう、学校徴収金のシ	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	ステム化など環境整備を確実に実施すべきである。 (教育委員会学校保健課)	